

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>			
<p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十</p>	<p>1 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく</p>	<p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十</p>	<p>児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士</p>
<p>一〇六（略）</p>	<p>標準事務</p>	<p>標準事務</p>	<p>標準事務</p>
<p>手数料を徴収する事務</p>	<p>金額</p>	<p>手数料を徴収する事務</p>	<p>金額</p>
<p>一万二千七百円</p>	<p>一万二千七百円</p>	<p>一万二千七百円</p>	<p>一万二千七百円</p>

<p>七の二 児童福祉法 第十八条の十八第 三項並びに児童福 祉法施行令</p> <p>第十七条 第一項及び第十八 条第一項の規定に</p>	<p>八条の八第二項の 規定に基づく保育 士試験の実施に関 する事務</p>				
<p>1～3 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="657 533 1177 784"> <p>2 児童福祉法施 行令（昭和二十 三年政令第七十 四号）第二十一 条の規定に基づ く厚生労働省令 の規定による保 育士試験の全部 の免除の申請に 対する審査</p> </td> <td data-bbox="1177 533 1372 784"> <p>く保育士試験の 実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="657 784 1177 1093"> <p>二千四百円</p> </td> <td data-bbox="1177 784 1372 1093"></td> </tr> </table>	<p>2 児童福祉法施 行令（昭和二十 三年政令第七十 四号）第二十一 条の規定に基づ く厚生労働省令 の規定による保 育士試験の全部 の免除の申請に 対する審査</p>	<p>く保育士試験の 実施</p>	<p>二千四百円</p>	
<p>2 児童福祉法施 行令（昭和二十 三年政令第七十 四号）第二十一 条の規定に基づ く厚生労働省令 の規定による保 育士試験の全部 の免除の申請に 対する審査</p>	<p>く保育士試験の 実施</p>				
<p>二千四百円</p>					
<p>七の二 児童福祉法 第十八条の十八第 三項並びに児童福 祉法施行令（昭和 二十三年政令第七 十四号）第十七条 第一項及び第十八 条第一項の規定に</p>	<p>八条の八第二項の 規定に基づく保育 士試験の実施に関 する事務</p> <p>試験の実施</p> <p>1～3 (略)</p>				

<p>基づく保育士の登録に関する事務</p>	<p>八〇十五 (略)</p>	<p>十六 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</p>	<p>1 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>2 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>
			<p>イノニ (略)</p> <p>ホ 指定数量の倍数が二百を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 九万二千円</p>	<p>イノハ (略)</p> <p>ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるもの)に係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タ</p>

<p>基づく保育士の登録に関する事務</p>	<p>八〇十五 (略)</p>	<p>十六 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</p>	<p>1 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>2 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>
			<p>イノニ (略)</p> <p>ホ 指定数量の倍数が二百を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 九万千円</p>	<p>イノハ (略)</p> <p>ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるもの)に係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タ</p>

ンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵
最大数量が千キロ
リットル以上五千
キロリットル未満
の特定屋外タンク

ンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵
最大数量が千キロ
リットル以上五千
キロリットル未満
の特定屋外タンク

	貯蔵所 八十三万 円
(2) 危険物の貯蔵 最大数量が五千キ ロリットル以上一 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百一万 円	
(3) 危険物の貯蔵 最大数量が一万キ ロリットル以上五 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百十二 万円	
(4) 危険物の貯蔵 最大数量が五万キ ロリットル以上十 万キロリットル未	

	貯蔵所 八十二万 円
(2) 危険物の貯蔵 最大数量が五千キ ロリットル以上一 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 九十九 万円	
(3) 危険物の貯蔵 最大数量が一万キ ロリットル以上五 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百十万 円	
(4) 危険物の貯蔵 最大数量が五万キ ロリットル以上十 万キロリットル未	

満の特定屋外タン
ク貯蔵所 百四十
二万|
円

(5) 危険物の貯蔵
最大数量が十万キ
ロリットル以上二
十万キロリットル
未満の特定屋外タ
ンク貯蔵所 百六
十六万|
円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十万
キロリットル以上
三十万キロリット
ル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 三|
百八十八万|
円

(7) 危険物の貯蔵
最大数量が三十万
キロリットル以上

満の特定屋外タン
ク貯蔵所 百四十
万|
円

(5) 危険物の貯蔵
最大数量が十万キ
ロリットル以上二
十万キロリットル
未満の特定屋外タ
ンク貯蔵所 百六
十四万|
円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十万
キロリットル以上
三十万キロリット
ル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 三|
百八十五万|
円

(7) 危険物の貯蔵
最大数量が三十万
キロリットル以上

四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五
百十万円

(8) (略)

ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千

四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五
百九万円

(8) (略)

ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千

キロリットル未満
の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所
百十三万円

(2) 危険物の貯蔵
最大数量が五千キ
ロリットル以上一
万キロリットル未
満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵
所 百三十四万円

(3) 危険物の貯蔵
最大数量が一万キ
ロリットル以上五
万キロリットル未
満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵

キロリットル未満
の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所
百十二万円

(2) 危険物の貯蔵
最大数量が五千キ
ロリットル以上一
万キロリットル未
満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵
所 百三十三万円

(3) 危険物の貯蔵
最大数量が一万キ
ロリットル以上五
万キロリットル未
満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵

所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵
所 百五十万円

(4) (略)

(5) 危険物の貯蔵
最大数量が十万キ
ロリットル以上二
十万キロリットル
未満の浮き屋根式
特定屋外タンク貯
蔵所及び浮き蓋付
特定屋外タンク貯
蔵所 二百十四万
円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十万
キロリットル以上
三十万キロリット
ル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク

所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵
所 百四十八万円

(4) (略)

(5) 危険物の貯蔵
最大数量が十万キ
ロリットル以上二
十万キロリットル
未満の浮き屋根式
特定屋外タンク貯
蔵所及び浮き蓋付
特定屋外タンク貯
蔵所 二百十二万
円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十万
キロリットル以上
三十万キロリット
ル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク

		<p>3 消防法第十一 条第一項前段の 規定に基づく取 扱所の設置の許 可の申請に対す る審査</p>	
	<p>貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所 四百三十 五万円</p>	<p>へろろ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>イロホ (略)</p> <p>へ 一般取扱所の設置 の許可の申請に係る 審査 次に掲げる一 般取扱所の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 指定数量の倍 数が二百を超える 一般取扱所 九万</p>

	<p>3 消防法第十一 条第一項前段の 規定に基づく取 扱所の設置の許 可の申請に対す る審査</p>	
	<p>貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所 四百三十 三万円</p>	<p>へろろ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p>
	<p>イロホ (略)</p> <p>へ 一般取扱所の設置 の許可の申請に係る 審査 次に掲げる一 般取扱所の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 指定数量の倍 数が二百を超える 一般取扱所 九万</p>	

	十七〜十九 (略)	<p>二十 消防法第十一 条の二第一項及び 危険物の規制に関 する政令第八条の 二第七項の規定に 基づく危険物の製 造所、貯蔵所又は 取扱所の完成検査 前検査に関する事 務</p>	<p>1 消防法第十一 条の二第一項の 規定に基づく製 造所、貯蔵所又 は取扱所の設置 の許可に係る完 成検査前検査</p>	<p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 溶接部検査 次に 掲げる特定屋外タン ク貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 危険物の貯蔵 最大数量が一万キ ロリットル以上五 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 九十九 万円</p> <p>(4) (略)</p>	二千円
--	-----------	--	--	---	-----

	十七〜十九 (略)	<p>二十 消防法第十一 条の二第一項及び 危険物の規制に関 する政令第八条の 二第七項の規定に 基づく危険物の製 造所、貯蔵所又は 取扱所の完成検査 前検査に関する事 務</p>	<p>1 消防法第十一 条の二第一項の 規定に基づく製 造所、貯蔵所又 は取扱所の設置 の許可に係る完 成検査前検査</p>	<p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 溶接部検査 次に 掲げる特定屋外タン ク貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 危険物の貯蔵 最大数量が一万キ ロリットル以上五 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 九十五 万円</p> <p>(4) (略)</p>	千円
--	-----------	--	--	---	----

(5) 危険物の貯蔵
最大数量が十萬キ
ロリットル以上二
十萬キロリットル
未滿の特定屋外タ
ンク貯蔵所 百七
十二萬円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十萬
キロリットル以上
三十萬キロリット
ル未滿の特定屋外
タンク貯蔵所 三
百三十二萬円

(7) 危険物の貯蔵
最大数量が三十萬
キロリットル以上
四十萬キロリット
ル未滿の特定屋外
タンク貯蔵所 四

(5) 危険物の貯蔵
最大数量が十萬キ
ロリットル以上二
十萬キロリットル
未滿の特定屋外タ
ンク貯蔵所 百六
十五萬円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十萬
キロリットル以上
三十萬キロリット
ル未滿の特定屋外
タンク貯蔵所 三
百十八萬円

(7) 危険物の貯蔵
最大数量が三十萬
キロリットル以上
四十萬キロリット
ル未滿の特定屋外
タンク貯蔵所 三

<p>二十二 消防法第十四条の三第一項及び第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安に関する検査に関する事務</p>	<p>消防法第十四条の三第一項又は第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定</p>	<p>2 (略)</p>	<p>ホ (略)</p>	<p>(8) 危険物の貯蔵 最大数量が四十万 キロリットル以上 の特定屋外タンク 貯蔵所 四百六十 五万円</p>	<p>百六万円</p>

<p>二十二 消防法第十四条の三第一項及び第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安に関する検査に関する事務</p>	<p>消防法第十四条の三第一項又は第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定</p>	<p>2 (略)</p>	<p>ホ (略)</p>	<p>(8) 危険物の貯蔵 最大数量が四十万 キロリットル以上 の特定屋外タンク 貯蔵所 四百四十 五万円</p>	<p>百八十九万円</p>

		める金額
	(1) (略)	
	(2) 危険物の貯蔵 最大数量が五千キ ロリットル以上一 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 四十三 万円	
	(3) (略)	
	(4) 危険物の貯蔵 最大数量が五万キ ロリットル以上十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 九十六 万円	
	(5) 危険物の貯蔵	

		める金額
	(1) (略)	
	(2) 危険物の貯蔵 最大数量が五千キ ロリットル以上一 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 四十一 万円	
	(3) (略)	
	(4) 危険物の貯蔵 最大数量が五万キ ロリットル以上十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 九十二 万円	
	(5) 危険物の貯蔵	

最大数量が十万キ
ロリットル以上二
十万キロリットル
未満の特定屋外タ
ンク貯蔵所 百二
十一万円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十万
キロリットル以上
三十万キロリット
ル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 二
百九十五万円

(7) 危険物の貯蔵
最大数量が三十万
キロリットル以上
四十万キロリット
ル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 三
百六十二万円

最大数量が十万キ
ロリットル以上二
十万キロリットル
未満の特定屋外タ
ンク貯蔵所 百十
六万円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十万
キロリットル以上
三十万キロリット
ル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 二
百八十三万円

(7) 危険物の貯蔵
最大数量が三十万
キロリットル以上
四十万キロリット
ル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 三
百四十七万円

七十二の三 道路交 通法第五十一条の 十三第一項の規定 に基づく駐車監視 員に関する事務	二十三〜七十二の二 (略)	<p>(8) 危険物の貯蔵 最大数量が四十万 キロリットル以上 の特定屋外タンク 貯蔵所 四百十七 万円</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
	<p>1 (略)</p> <p>2 道路交通法第 五十一条の十三 第一項第一号イ の規定に基づく 放置車両の確認 等に関する技能 及び知識に関し て行う講習</p> <p>二万円</p>	
3〜5 (略)		

七十二の三 道路交 通法第五十一条の 十三第一項の規定 に基づく駐車監視 員に関する事務	二十三〜七十二の二 (略)	<p>(8) 危険物の貯蔵 最大数量が四十万 キロリットル以上 の特定屋外タンク 貯蔵所 四百万円</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
	<p>1 (略)</p> <p>2 道路交通法第 五十一条の十三 第一項第一号イ の規定に基づく 放置車両の確認 等に関する技能 及び知識に関し て行う講習</p> <p>一万九千円</p>	
3〜5 (略)		

九十二～百六の四 (略)	百七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十九条第一項、第四十一条、第四十三条、第四十六条第二項及び第五十一条の	1・2 (略)	3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する	二千九百円
		九十一 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三条第一号及び第二号の規定に基づく技能検定に関する事務	1 職業能力開発促進法施行令第三条第一号の規定に基づく技能検定試験の実施 イ 実技試験 一万七千九百円 ロ (略)	2 (略)

九十二～百六の四 (略)	百七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十九条第一項、第四十一条、第四十三条、第四十六条第二項及び第五十一条の	1・2 (略)	3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する	二千八百円
		九十一 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三条第一号及び第二号の規定に基づく技能検定に関する事務	1 職業能力開発促進法施行令第三条第一号の規定に基づく技能検定試験の実施 イ 実技試験 一万六千五百円 ロ (略)	2 (略)

備考 (略)	規定に基づく狩猟 免許に関する事務	審査
	百八・百九 (略)	

備考 (略)	規定に基づく狩猟 免許に関する事務	審査
	百八・百九 (略)	